

〔資料〕

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（七）

佐 立 治 人

目 次

はじめに

序 文 篇（以上、五十九卷一号、六十六卷二号、六十七

卷二号）

本 文 篇

まえおき

第一章 經典大訓（以上、六十七卷三号、四号、六十八

卷一号）

第二章 先哲論議

第一節 『漢書』『唐書』『宋史』の「刑法志」の抜書き

第二節 「進大明律表」の抜書き

第三節 『通書』『二程遺書』『東坡集』の抜書き

第四節 『朱子語類』『晦菴集』『南軒集』の抜書き（以

上、本号）

第二章 先哲論議

第一節 『漢書』『唐書』『宋史』の「刑法志」の

抜書き

岩村藩刊本の第十四丁裏第三行から第十五丁表第九行までを
第一節とする。この部分は、『漢書』卷二十三、刑法志、『新唐
書』卷五十六、刑法志、『宋史』卷一九九、刑法志一の文章の
抜書きである。『漢書』『新唐書』『宋史』は中華書局の点校本
を見た。和訳に当たっては、内田智雄編『訳注中国歴代刑法
志』（創文社、昭和三十九年。二十八頁）、同編『訳注統中国歴
代刑法志』（創文社、昭和四十五年。二五〇頁から三頁、二七
〇頁から一頁）、梅原郁編『訳注中国近世刑法志（上）』（創文

社、二〇〇二年。四十二頁から三頁、五十七頁、五十九頁から六十頁、六十三頁から四頁)を参考にした。

【和訳】

『漢書』刑法志に次のように記されている。孝文帝(在位前一八〇〜前一五七)が即位すると、自ら沈思黙考して、耕作や養蚕を勧め、地税や人头税を減らした。滅亡した秦朝の政治に懲り憎み、政治の論議をするときは、その内容が寛大で親切であることを心掛けた。教化が天下に行われ、他人の悪事を告発する風潮が止んだ。官吏はその職務に安んじ、人民はその仕事を楽しんだ。国庫の蓄積は年ごとに増し、人口も殖えた。法律の網はゆるやかになり、重罪の裁判が一年間にわずか四百件にとどまった。刑が用いられない状況が実現したのである。と。

【原文】

漢書刑法志(『重刊祥刑要覧』は「志」の後に「曰」がある。)孝文即位、躬修玄默、勸課(『漢書』刑法志は「課」を「趣」に作る。)農桑、減省租賦。懲惡亡秦之政、論議務在寬厚。化行天下、告訐之俗易。吏安其官、民樂其業。蓄積歲增、戸口蕃(『漢書』刑法志は「蕃」を「寔」に作る。)息。禁網疏闊。

断獄四百、有刑錯之風焉。(以上、第十四丁裏第三行から第六行。)

【訓読】

漢書刑法志。孝文、位に即き、躬ら玄默を修め、農桑を勸課し、租賦を減省す。亡秦の政を懲惡し、論議、務め寬厚に在り。化、天下に行われて、告訐の俗、易^かわる。吏は其の官に安んじ、民は其の業を樂しむ。蓄積、歲ごとに増し、戸口蕃息す。禁網疏闊す。獄を断ずること四百、刑錯の風有り。

【和訳】

『新唐書』刑法志に次のように記されている。唐の高祖(在位六一八〜六二六)が隋の禪讓を受けた時、劉文静(五六八〜六一九)らに命じて、隋の開皇律令を増損させた。唐の刑制は隋の旧に從つた。一に笞と言ひ、二に杖と言ひ、三に徒と言ひ、四に流と言ひ、五に絞・斬と言ふ。(原注。隋の文帝から始まり、今に至るまで用ひ続けている。)第二代太宗の貞觀年間(六二七〜六四九)の初め、威刑を用いて天下を肅正すること^(六二七〜六四九)を勧める者がいた。その意見に反對して魏徵(五八〇〜六四三)が「王政は仁義に本づきます。」と上言した。太宗は魏徵

の意見に従って、寛仁の心で政治を行った。貞観四年（六三〇）に天下で死刑の判決を受けた者は二十九人だけであった。と。

【原文】

唐書刑法志（『重刊祥刑要覽』は「志」の後に「曰」がある）。初、高祖受隋禪、命劉文靜等、損益律令。其刑制、因隋之旧。一曰笞、二曰杖、三曰徒、四曰流、五曰絞斬。（原注。起自隋文、至今承用。）太宗貞觀初、有勅用威刑肅天下者。魏徵言、王政本乎仁義（『新唐書』刑法志は「義」を「恩」にする）。遂用寛仁為治。四年、断死刑（『新唐書』刑法志は「刑」を「罪」に作る。）二十九人。（以上、第十四丁裏第七行から第十五丁表第一行。）

【訓読】

唐書刑法志。初め高祖、隋の禪（す）りを受くるや、劉文靜等に命じ、律令を損益せしむ。其の刑制は隋の旧に因る。一に曰く笞、二に曰く杖、三に曰く徒、四に曰く流、五に曰く絞斬。（原注。隋文より起こり、今に至るも承用す。）太宗の貞觀の初め、威刑を用いて天下を肅するを勸むる者有り。魏徵言う、王政は仁義に本づく、と。遂に寛仁を用いて治を為す。四年、死刑を断

ずること二十九人。

劉文靜は、字は肇仁。武徳二年（六一九）十月、謀反の罪で殺された。『旧唐書』卷五十七、劉文靜伝に「高祖踐祚し、納言に拜せらる。（中略）時に制度草創す。文靜と当朝通識の士とに命じて、隋の開皇律令を更刊して之れを損益し、以て通法を為らしむ。高祖謂いて曰く、本より法令を設くるは、人をして共に解せしむ。而るに往代相承け、多く隱語と為る。執法の官、此れに縁りて舞弄す。宜しく更めて刊定し、務めて知り易からしむべし。と。」と記されている。

「隋文より起こり、今に至るも承用す。」という注は、おそらく呉訥の文であろう。

魏徵は、字は玄成。太宗の諫臣。『旧唐書』卷七十一に伝がある。

【和訳】

『宋史』刑法志に次のように記されている。古の聖王が刑法を制定して人民を正したのは、仁義に本づく行いであった。五代期の王朝が衰乱し、法網が煩密になった。宋朝が成立すると、

苛酷な法律を削除し、法律の制定運用を儒臣に委ねた。科擧の合格者が品官に任じられる時は皆、律令を習わせた。正しい刑よりも重い刑を科した罪に官吏が「たび当てられると、一生、昇進できなかつた。

開宝二年（九六九）五月、太祖は詔を兩京（東京開封府と西京河南府）及び諸州に下し、（各府州の長官に命じて、獄掾（裁判を担当する属官）を監督して、五日に一度、牢獄を点検して掃除し、手かせ足かせを洗い、貧しい囚人には飲食を与え、病囚には薬を与え、軽罪の囚人は即時に刑を執行して釈放させた。それ以来、毎年仲夏に必ずこの詔を下して、くりかえし官吏を戒めた。

とりわけ、賄賂を貪る官吏を処罰する法律を重くした。ゆえに（以下の文は前の文とつながらない。後述。佐立注）、定められた法律の内容は厳しかつたけれども、思い遣りの心で法律を適用した。賢明な皇帝が代々続いて恩沢が積み重なり（原文。重熙累洽）、人民はその人生を楽しんだ。国が南遷してからも、思い遣りの心で法律を適用するという祖宗の皇帝の遺志は消滅しなかつたのである。と。

【原文】

宋史刑法志（『重刊祥刑要覽』は「志」の後に「曰」がある）。先王制刑法糾民、本之以仁義（先王）以下十二字の文は、『宋史』刑法志では「先王有刑罰以糾其民。（中略）蓋裁之以義、推之以仁。」となつている。）。五季衰乱、禁網煩密。宋興、削除苛峻。委任儒臣。士初試官、皆習律令。一坐深文、終身不進。開宝二年五月、太祖下詔兩京諸州、令長吏督獄掾〔掾〕はもと「椽」に作る。『宋史』刑法志及び『重刊祥刑要覽』に従つて改めた。）、五日一檢視、洒掃牢獄、洗滌杻械。貧者給飲食、病者給医薬。輕罪者、即時決遣。自是每仲夏、必以是申勅官吏。尤重賊吏之法（『宋史』刑法志に「尤重賊吏之法」の句は無い。）。故立法之制嚴、而用法之情恕。重熙累洽、民樂其生。国既南遷、祖宗遺意、亦未泯焉。（以上、第十五丁表第二行から第九行。）

【訓読】

宋史刑法志。先王、刑法を制し民を糾す。之れを本づくるに仁義を以てす。五季衰乱し、禁網煩密たり。宋興くる。苛峻を削除し、儒臣に委任す。士、初め官に試せらるるや、皆、律令を習わしむ。一たび深文に坐すれば、終身進まず。開宝二年五月、太祖、詔を兩京諸州に下し、長吏をして獄掾を督し、五日

に一たび檢視し、牢獄を洒掃し、杻械を洗滌し、貧者には飲食を給し、病者には医薬を給し、軽罪の者は即時に決遣せしむ。是れより仲夏ことに必ず是れを以て官吏を申勅す。尤も賊吏の法を重くす。故に法を立つるの制、厳にして、法を用いるの情、怒たり。重熙累洽、民、其の生を樂しむ。国既に南に遷るも、祖宗の遺意、亦た未だ涙びざるなり。

「尤も賊吏の法を重くす。故に立法の制は嚴なるも、用法の情は怒たり。」とあるが、これでは「故に」以下の文とその前の文とがつながらない。『宋史』刑法志では「故に」以下の文は「其君一以寬仁為治。（其れ君は一に寬仁を以て治を為す。）」という文に続いている。また、『宋史』刑法志には「尤重賊吏之法。」という文はない。『宋史』卷二百、刑法志二のはじめの方に「時郡県吏、承五季之習、黷貨厲民。故尤嚴貪墨之罪。（時に郡県の吏、五季の習いを承け、貨を黷して民を厲ぐ。故に尤も貪墨の罪を嚴しくす。）」という文がある。

第二節 「進大明律表」の抜書き

岩村藩刊本の第十五丁表第十行から第十六丁裏第六行までを

吳訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（七）

第二節とする。この部分は、明の宋濂（一三二〇～一三八二）が撰述した「進大明律表（大明律を進る表）」の抜書きである。「進大明律表」は、洪武七年（一三七四）二月に完成した『大明律』全三十卷計六百六条を太祖皇帝に進上した時にたてまつった文章である。この明律は現存しない。現在伝わっている明律は、洪武三十年（一三九七）五月に頒行された全三十卷計四百六十条のものである。宋濂は、字は景濂。『元史』編修の總裁官に充てられた。『明史』卷一二八に伝がある。「進大明律表」は『文憲集』（景印四庫全書本）卷一に収められているのを見た。明の章潢が編集した『圖書編』（万曆五年（一五七七）に完成した。）の卷一三三に掲げられている「大明律表」は、抜書きされている箇所が、『祥刑要覽』に抜書きされている「進大明律表」の箇所と一致しているので、『圖書編』の「大明律表」は『祥刑要覽』所載「進大明律表」の孫引きであろう。『圖書編』は景印四庫全書本を見た。

【和訳】

本朝の翰林院学士の宋濂が「進大明律表」を作つて次のように述べている。

「黄帝以来、代々の帝王が刑官を設け、五種類の刑を定めた法がだんだん形を成してきました。魏の文侯（在位前四二四～前三八七）が李悝を師としますと、李悝は始めて諸国の刑法を採って『法経』六篇を編纂しました。前漢の蕭何（武帝二年（前一九三）歿）が三篇を加え、通して『九章』と呼びました。曹魏の劉劭（生歿年不詳）がさらに漢律を増補して十八篇の律を編纂しました。晋の賈充（二一七～二八二）がさらに魏律を参酌して二十篇の律を編纂しました。唐の長孫無忌（顕慶四年（六五九）歿）らがさらに漢魏晋の三律の中から、行用すべき条文を選び取って、十二篇の律を編纂しました。見たところ歴朝の律は皆、『九章』の律を基本としています。歴朝の律は唐に至って、唐律として集大成されたと言えます。

恐れ多くも皇帝陛下は、人民の君となり師となるという天命を受け、大宝の位（帝位）に登り、臣下と庶民とを守り助けることに務め励んで怠りません。陛下が群臣を教え導く時は、丁寧に数千言を重ねて、ただ臣下が罪を犯すのを恐れるばかりです。いつくしみと思ひ遣りの心がいつも言外に現れています。これは帝舜の「刑を科することは慎重にしよう。」（原文。惟刑之恤。『書経』舜典の句。本訳注本文篇第一章第一節を参照。）

という心です。愚かな民が法律を知らずに罪に陥ることをあわれんで、死刑を科するか否かの判断を法官が仰ぎますと、陛下は悲しみて心が穏やかではなく、減刑することが多いです。これは禹王が罪人を見て泣く（『説苑』卷一）時の心です。ただ賄賂を貪る官吏だけは、元朝の悪弊を受け継いで、白米の中の砂礫、栗や黍の中の稂や莠（どちらも苗を害する草）に異ならないのです。そこでやむを得ず、厳しい法律を用いて貪吏を取り締まります。ですから、即位して以来、しばしば大臣に詔して、新しい律を改定し、それが五、六回に及んでも倦まなかつたのは、つねに人民を活かしたいと思っているからです。

このたび、また特に、刑部尚書の劉惟謙（生歿年不詳。『明史』卷一三八に伝がある。）に勅して、もう一度、従来の多くの律を比較検討して、罪刑が釣り合った律を編纂させました。一篇の草案が出来上がるごとに書き写して上奏し、それを殿中の西の廊下の壁に掲げ、皇帝自ら筆を取って判断を下しました。このことから、陛下が人民をあわれみいつくしむ心が帝舜や禹王の思ひ遣りの心と同一であることを仰ぎ見ることができるとです。

『易経』に「山の上に火があるのが旅の卦の象徴である。為

政者はその現象にならって、事実を明白にして、慎重に刑を罪人に科する。しかも裁判を長引かせない。」(本訳注本文篇第一章第七節を参照。)と記されているのは、裁判は慎重に行わなければならないと言っているのです。『書経』に「刑を用いる

のは、刑が無くなることを目的とする。」(大禹謨。本訳注本文篇第一章第六節を参照。)と記されているのは、刑を用いて刑が用いられないようにする、即ち、民が罪を犯さないようにする、と言っているのです。陛下は、聖慮が奥深く、上は天理を考察し、下は人情を推量して、この百代続く裁判基準を作り上げました。まことに『易経』『書経』の趣旨にかなっています。ゆくゆくは、生命を大切にす陛下の徳が人民の心に行きわたる、日月の光が照らす処、霜露が降りる処ではどこでも、生命を有する者は皆、陛下から感化を受けて、過ちを改めて善人となり、天下の平和が完全に実現するのを見ることになるでしょう。

臣、惟謙は、洪武六年(一三七三)冬十一月に詔を受け、明るる年の二月に律の書が完成しました。その篇目にもつばら唐律に従いました。編纂の過程では、条文を削ったり増やしたり、もとのままにしたりして、罪刑の軽重が釣り合うように務めました。

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注(七)

した。謹んで宮殿の庭に伏して、律の書を進上して、完成を報告申し上げます。」

【原文】

国朝翰林院学士宋濂、撰進(もと「進撰」に作る。『重刊祥刑要覽』に従って改めた。)大明律表有曰、自軒轅以来、代有刑官、而五刑之法漸著。逮魏文侯師於李悝、始采諸国刑典、造法经六篇。漢蕭何加以三篇、通號九章。曹魏劉劭又衍漢律、為十八篇。晋賈充又參魏律、為二十篇。唐長孫無忌等、又取漢魏晋三家、擇可行者、定為十二篇。大槩皆以九章為宗。歷代之律、至於唐亦可謂集厥大成矣。

洪惟陛下、受上天(『文憲集』卷一所収「進大明律表」は「上天」を「億兆」に作る。)君師之命、登大宝位、保佑(『文憲集』卷一は「佑」を「乂」に作る。)臣民、孳孳弗怠。其訓迪(「迪」をもと「迪」に作る。)群臣、諄復数千言、唯恐其有犯。慈愛仁厚之意、每見於言外。是大舜惟刑之恤之義也。矜憫愚民無知、陷於罪戾、法司奏讞、輒惻然不寧、多所寬宥。是神禹見辜而泣之心也。唯貪墨之吏、承踵元弊、不異白粲中之沙磔、禾黍中之稂莠也。乃不得已、假峻法繩之。是以臨御以来、屢詔大臣、更定新律、至五六而弗倦者、凡欲生斯民也。

今又特勅刑部尚書劉惟謙、重會衆律、以協厥中。每一篇成、輒繕書上奏。揭於西廡之壁、親御翰墨、為之裁定。由是、仰見陛下仁民愛物之心、与虞夏帝王同一哀矜也。

易曰、山上有火旅。君子以明慎用刑、而不留獄。言獄不可不謹也。書曰、刑期于無刑。言辟以止辟、而民自不敢犯也。陛下聖慮淵深、上稽天理、下揆人情、成此百代之準繩。实有易書之旨〔「文憲集」卷一は「旨」字の前に「與」字がある。〕。行見好生之德、洽于民心。凡日月所照、霜露所墜、有血氣者、莫不上承神化、改過遷善、而悉臻雍熙之治矣。

臣惟謙、以洪武六年冬十一月受詔、明年二月書成。篇目一準之於唐。其間或損或益、或仍其旧、務合輕重之宜。謹俯伏闕庭、投進以聞。(以上、第十五丁表第十行から第十六丁裏第六行。)

【訓読】

国朝の翰林院学士の宋濂、大明律を進る表を撰して曰う有り。軒轅より以来、代々刑官有りて、五刑の法漸く著る。魏の文侯、李悝を師とするに速び、始めて諸国の刑典を采り、法経六篇を造る。漢の蕭何、加うるに三篇を以てし、通して九章と号す。曹魏の劉劭、又た漢律を衍し、十八篇と為す。晋の賈充、又た魏律を参し、二十篇と為す。唐の長孫無忌等、又た漢魏晋の三

家を取り、行う可き者を択び、定めて十二篇と為す。大概皆、九章を以て宗と為す。歴代の律、唐に至り、亦た厥の大成を集むと謂う可し。

洪に惟うに、陛下は上天君師の命を受け、大宝の位に登り、臣民を保佑し、孳孳として怠らず。其の、群臣を訓迪するや、諄復すること数千言、唯だ其の犯す有るを恐るのみ。慈愛仁厚の意、毎に言外に見わる。是れ大舜の惟れ刑を之れ恤うるの義なり。愚民の知る無くして罪戾に陥るを矜憫し、法司、奏讞すれば、輒ち惻然として寧からず。寛宥するところ多し。是れ神禹、辜を見て泣くの心なり。唯だ貪墨の吏、元の弊を承踵し、白粲中の沙磔、禾黍中の稂莠に異ならざるのみ。乃ち已むを得ず、峻法を仮り、之れを繩す。是を以て臨御以来、しばしば大臣に詔し、新律を更定し、五六に至りて倦まざるは、凡そ斯民を生かさんと欲すればなり。

今又た特に刑部尚書の劉惟謙に勅し、重ねて衆律を会し、以て厥の中に協わしむ。一篇成るごとに、輒ち繕書して上奏す。西廡の壁に掲げ、親ら翰墨を御し、之れが為めに裁定す。是れに由り、陛下の仁民愛物の心は、虞夏の帝王と同一の哀矜なるを仰ぎ見るなり。

易に曰く、山上に火有るは旅なり。君子以て明らかに慎んで刑を用いて、しかも獄を留めず。と。獄は謹まざる可からざるを言うなり。書に曰く、刑は刑無きを期す、と。辟以て辟を止めて、民をして自ら敢て犯さざらしむるを言うなり。陛下は聖慮淵深にして、上は天理を稽え、下は人情を揆り、此の百代の準繩を成す。実に易書の旨有り。ゆくゆくは、生を好むの徳、民心に洽く、凡そ日月の照らすところ、霜露の墜つるところ、血氣有る者、上より神化を承け、過ちを改め善に遷りて、悉く雍熙の治に臻らざる莫きを見るならん。

臣惟謙は洪武六年冬十一月を以て詔を受け、明年二月に書成る。篇目は一に之れを唐に準ず。其の間、或いは損し、或いは益し、或いは其の旧に仍り、務めて軽重の宜しきに合わす。謹んで闕庭に俯伏し、投進して以聞す。

上文の第一段落到述べられている、魏の『法経』六篇、漢の『九章律』、曹魏の十八篇の律、晋の二十篇の律、及び唐の十二篇の律の編纂について、詳しくは『晋書』刑法志及び『旧唐書』刑法志に記されている。『晋書』刑法志は内田智雄編『訳注中国歴代刑法志』（創文社、昭和三十九年）に、『旧唐書』刑

法志は同編『訳注統中国歴代刑法志』（同上、昭和四十五年）に和訳がある。

第三節 『通書』 『二程遺書』 『東坡集』の抜書き

岩村藩刊本の第十六丁裏第七行から第十七丁裏第二行までを第三節とする。この部分は、周敦頤（一〇一七～一〇七三）が著した『通書』の刑第三十六章、朱熹編『二程遺書』卷二十五、伊川先生語十一、暢潜道録、及び蘇軾『東坡集』卷六十二、史評、梁統議法の抜書きである。『通書』は『周元公集』（景印四庫全書本）卷一に収められているものを見た。『二程遺書』は『二程集』（中華書局）所収『河南程氏遺書』を見た。『東坡集』は『三蘇全集』（道光十三年刊本の影印本。中文出版社）に収められているものを見た。『函書編』（前節参照。）卷一二二、論治刑獄の文章は、『祥刑要覽』のこの第三節とした部分及び次の第四節とした部分の文章と全く同じであるので、『祥刑要覽』の文章を引き写したものであろう。

【和訳】

宋の周濂溪（濂溪は周敦頤の号。）が次のように述べている。

「天は春にあらゆる生き物を発生させる。生き物が発生すると数が限界に達する。発生を止めないと数が限界を越えてしまう。故に秋に発生を止める。聖人は天に則り、春のような政治を行って万民を養う。民が盛んであると、欲が動き情が勝ち、利を得る人と害を受ける人とが攻め合う。抑止しないと、殺し合って人類がいなくなってしまう。故に秋のような刑を用いて懲らしめる。事實は曖昧であり無限である。公平で聡明で果断な者でなければ、裁判を行って刑を用いることはできないのである。『易経』の訟の卦に「大人を見るに利し。」と記されているのは、「大人」即ち裁判官が剛直で公平であるからである。『易経』の噬嗑の卦に「獄を用いる(裁判を行う)に利し。」と記されているのは、裁判官が活動的で聡明であるからである。ああ、広大な天下で刑を主る裁判官は民の命を託されているのである。その任用は慎重に行わなければならない。」

【原文】

宋濂溪周子(『重刊祥刑要覽』は「子」字の後に「有言」の二字がある。)曰、天以春生万物(『周元公集』卷一所収『通書』は「万物」の後に「止之以秋」の四字がある。)、物之生也既成矣。不止則過焉。故得秋以成。聖人之法天、以政養万民

(『周元公集』卷一は「万民」の後に「肅之以刑」の四字がある。)。民之盛也、欲動情勝、利害相攻。不止則賊滅無倫焉。故得刑以治。情偽微曖(「曖」をもと「曖」に作る。)、其變千状。苟非中正明達果斷者、不能治也。訟卦曰、利見大人。以剛得中也。噬嗑曰、利用獄。以動而明也。嗚呼、天下之広、主刑者、民之司命。任用可不慎乎。(以上、第十六丁裏第七行から第十七丁表第三行。)

【訓読】

宋の濂溪周子曰く、天は春を以て万物を生ず。物の生ずるや既に成る。止めざれば則ち過ぐ。故に秋を得て以て成す。聖人の、天に法る、政を以て万民を養う。民の盛んなるや、欲動き情勝ち、利害相攻む。止めざれば則ち賊滅して倫無し。故に刑を得て以て治む。情偽は微曖にして、其の變は千状なり。苟くも中正明達果斷の者に非ずんば、治むる能わざるなり。訟の卦に曰く、大人を見るに利し、と。剛にして中を得るを以てなり。噬嗑に曰く、獄を用いるに利し、と。動きて明なるを以てなり。嗚呼、天下の広き、刑を主る者は民の司命なり。任用、慎まざる可けんや。と。

右の部分を和訳するに当たって、西晋一郎・小糸夏次郎訳註『太極図説・通書・西銘・正蒙』（岩波文庫、一九三八年）を参考にした。

【和訳】

程子（程頤（一〇三三～一一〇七）を指す。）が次のように述べている。「聖人の知識には不足が無いはずである。聖人の行動には不備が無いはずである。それなのに『書経』では、堯舜を称^たえて「刑は必ず罪に釣り合い、賞は必ず功に釣り合う。」とは言わずに、「罪が重いか軽いかわしむときは軽い刑を科し、功が重いか軽いかわしむときは重い賞を与える。罪の無い人を死刑に処するよりは、むしろ尋常ではない大罪を犯した者の刑を軽くする。」（大禹謨。本訳注本文篇第一章第六節を参照。）と言っているのは、被疑者を無理に罪に入れようとする後世の酷薄な議論とは異なるのである。」

【原文】

程子曰、聖人所知、宜無不至也。聖人所行、宜無不盡也。然而書称堯舜、不曰刑必当罪、賞必当功、而曰罪疑惟輕、功疑惟重、与其殺不辜、寧失不經。異乎後世刻核之論矣。（以上、第

十七丁表第四行から第七行。）

【訓読】

程子曰く、聖人知るところ、宜しく至らざる無かるべきなり。聖人行うところ、宜しく尽くさざる無かるべきなり。然れども、書に堯舜を称^たうるに、刑必ず罪に当たり、賞必ず功に当たると曰わずして、罪の疑わしきは惟^これ軽くし、功の疑わしきは惟^これ重くす。其の、不辜を殺すよりは寧ろ不經に失す。と曰うは、後世の刻核の論に異なるなり。と。

【和訳】

蘇東坡（一〇三六～一一〇一）が次のように述べている。「後漢の梁統（字は仲寧。光武帝の時に活躍した。）が「本朝の高祖・恵帝・文帝・景帝は、法律を重くすることによって国家を興隆させ、哀帝・平帝は、法律を軽くすることによって国家を衰退させました。」と上言した。幸いにも当時この意見は採用されなかった（『後漢書』巻三十四、梁統伝）。この意見は、人は若い時には酒色を節制しなくても健康であるが、年老いると節制しても病気になるものであるから、酒色は寿命を延ばすことができる、と主張するようなものである。正しいわけがな

い。梁統は後漢の名臣であるが、一たびこの意見を提出したために、天から罪を受けて、その子の松と疎とは二人とも冤罪で獄死した。四代後の子孫の冀はとうとう一族を滅ぼした。ああ、悲しいことである。戒めとしなければならぬ。天網は目が粗いが漏らさない。法律を重くせよと主張することには慎重でなければならぬのである。」

【原文】

東坡蘇氏曰、東漢梁統上言、高惠文景（『東坡集』卷六十二、梁統議法は「景」字の後に「宣武」二字がある。）、以重法興、哀平以輕法衰。（『東坡集』卷六十二は「衰」字の後に「因上言乞増重法律」八字がある。）頼當時不從其議。此如人年少時不節酒色而安、及老雖節而病。便謂酒色可以延年、可乎。統亦東京名臣、一出此言、獲罪于天。其子松疎、皆死非命。冀卒滅族。嗚呼、悲夫。戒哉。疎而不漏、可不慎（『東坡集』卷六十二は「慎」を「懼」に作る。）乎。（以上、第十七丁表第八行から第十七丁裏第二行。）

【訓読】

東坡蘇氏曰く、東漢の梁統上言すらく、高惠文景は法を重くするを以て興り、哀平は法を軽くするを以て衰う、と。頼に當

時、其の議に従わず。此れ人、年少の時は酒色を節せずして安らかなるも、老に及んでは節すと雖も病むが如し。便ち酒色は以て年を延ぶ可しと謂いて可ならんや。統も亦た東京の名臣なり。一たび此の言を出だし、罪を天より獲たり。其の子の松・疎、皆、非命に死す。冀、卒に族を滅す。嗚呼、悲しいかな。戒めよ。疎にして漏らさず。慎まざる可けんや。と。

『東坡志林』（唐宋史料筆記叢刊）所収、中華書局）卷四、人物、王嘉輕滅法律事見梁統伝の文章は、『東坡集』の「梁統議法」の文章と同じである。

梁統の子の疎の曾孫である梁冀は、順帝の皇后及び桓帝の皇后の兄として権力を奮ったが、桓帝の延熹二年（一五九）に族滅された。『後漢書』梁統伝に「冀及び妻の寿、即日皆自殺す。（中略）諸梁及び孫氏（冀の妻の一族）の中外宗親を詔獄に送り、長少と無く皆、棄市す。」と記されている。

第四節 『朱子語類』『晦菴集』『南軒集』の抜書き

岩村藩刊本の第十七丁裏第三行から第十八丁裏第八行までを第四節とする。この部分は、『朱子語類』卷一一〇、論刑、朱

子撰『晦菴集』卷十四、戊申延和奏劄一、『朱子語類』卷一〇六、外任、潭州、及び張栻（一一三三—一一八〇）撰『南軒集』卷十一、潭州重脩左右司理院記の抜書きである。『朱子語類』は中日合璧本（中文出版社）を見た。『晦菴集』及び『南軒集』は景印四庫全書本を見た。

【和訳】

朱子が次のように語っている。「今の人が、刑を減じるべきだ、と説いているのは、ただ、犯罪者の憐れむべき点を見るだけで、被害者を取りわけ心配しなければならないことを知らないものである。強盗して人を殺した者については、多くの人は、その命を助けたいと思う一方で、殺された人に罪が無いことを全く気にかけない。これは、盗賊のために尽力したいと思うけれども、罪の無い人の立場は考えない、ということである。饑饉のせいで窃盗に走ったような場合は、情状を酌んで、罪の小軽重を考えて、処罰するべきである。」

【原文】

朱子曰、今人説輕刑、只見所犯之人可憫、不知被傷者尤可念也。如劫盜殺人、人多知求其生（『朱子語類』卷一一〇は「知

求其生」を「為之求生」に作る。）、殊不念死者之無辜。是知為盜賊計、而不為良人地。若（『朱子語類』卷一一〇は「若」字の後に「如酒稅偽會子及」七字がある。）、飢荒窃盜之類、可以情原大小輕重處之。（以上、第十七丁裏第三行から第六行。）

【訓読】

朱子曰く、今の人、刑を軽くせよと説くは、只だ、犯すとこの人の人の憫れむ可きを見て、傷を被る者の尤も念う可きを知らざるなり。劫盜して人を殺す如きは、人、多く、其の生を求むるを知るも、殊に、死者の辜無きを念わず。是れ盜賊の爲めに計るを知りて、良人の地を為さず。飢荒窃盜の類の若きは、情を以て大小輕重を原^なねて之れを処す可し。と。

右の文章は『朱子語類』卷一一〇、論刑の文章の抜書きである。

【和訳】

朱子がまた次のように述べている。

「妻が夫を殺した一件、族子が族父（族子を自分とすると、族父は自分の三従兄弟の父）を殺した一件、及び小作人が地主

を殺した一件で、法官は刑を議論して、結局、死刑を減じて流刑を科しました。そもそも、人を殺した者が死刑にならず、人を傷つけた者が刑を受けないならば、堯舜の二帝や三王（禹王・湯王・文王・武王）でさえも、そのような条件の下で政治を行うことはできません。ましてや、父に対する子、君に対する臣、夫に対する妻（原文。父子之親、君臣之義、三綱之重。

「三綱」は君臣・父子・夫婦の関係という意味。）という、赤の他人とは比べものにならない重い関係にある者が、相手を殺傷したときに、死刑にならず、刑を受けないようでは、どうしようもありません。あらゆるこのような種類の、教化の根本に関わる事件に対して、法官が経書に記されている道理に従って裁きを行わず、低俗な学者の浅はかな意見や変わり者の間違った説や欲深い官吏の私的な議論が用いられるようであれば、天理も人道もどれほどが滅亡に至らずに済むでしょうか。そして、舜が言うところの「刑が行われない」（原文。無刑。）状態が一体いつになったら実現できるでしょうか。

なすべきことは、経書と史書、及び古今の賢人哲人の議論の中で、教化と刑罰との関係について述べた文章を広く採集して、その肝要な箇所を切り取って、編集して一冊の書物を作ること

です。そして、古典を学んで官僚になろうとする読書人と、行政に従事して民を治める官僚すべてに教えて、古の聖王が礼を定め、教えを広め、刑を定め、法を公にした理由の大体を皆にほぼ知らせて、官僚が陰でその場しのぎのためや、善い報いを受けるために法律を曲げるはかりごとを行わないようにするべきです。そうすれば、教化が実現する助けとなり、陛下が生命を大切にし刑殺を嫌い、刑が行われない状態を目指す本心になうことでありましょう。

【原文】

又曰、或以妻殺夫、或以族子殺族父、或以地客殺地主。有司議刑、卒從流宥之法。夫殺人者不死、傷人者不刑、雖二帝三王、不能以此為治。況係父子之親、君臣之義、三綱之重、非凡人所比者乎。諸若此類、涉於人倫風化之本者、有司不以經術義理裁之、而世儒之鄙論、異端之邪說、俗吏之私計、得以行乎其間、則天理民彝、幾何不至於泯滅。而舜之所謂無刑者、又何日而可期哉。

宜博采經史（『晦菴集』卷十四は「博采經史」の前に「宜」字がなく、「又詔儒臣」の四字がある。）及古今賢哲議論、及於教化刑罰之意者、刪其精要（『晦菴集』卷十四は「精要」の後

に「之語」二字がある。聚為一書、以教學古入官之士与凡執事〔『晦菴集』卷十四は「事」を「法」に作る。〕治民之官、皆使略知古先聖王所以勅典敷教、制刑明辟之大端、而不敢陰為姑息果報便文之計、則庶幾有以助成世教、而仰称〔『晦菴集』卷十四は「称」字の後に「陛下」二字がある。〕好生惡殺〔『晦菴集』卷十四は「殺」を「死」に作る。〕、期於無刑之本意。（以上、第十七丁裏第七行から第十八丁表第九行。）

【訓読】

又た曰く、或いは妻を以て夫を殺し、或いは族子を以て族父を殺し、或いは地客を以て地主を殺す。有司、刑を議し、卒に流宥の法に従う。夫れ人を殺す者死せず、人を傷つくる者刑せられずんば、二帝三王と雖も、此れを以て治を為す能わず。況んや父子の親、君臣の義、三綱の重きに係り、凡人の比するところに非ざる者をや。諸の此くの若き類、人倫風化の本に涉る者は、有司、経術義理を以て之れを裁せずして、世儒の鄙論、異端の邪説、俗史の私計、以て其の間に往るを得れば、則ち天理民彝、幾何か泯滅に至らざらん。而して舜の謂うところの刑無き者、又何の日にして期す可けんや。

宜しく博く経史及び古今賢哲の議論の、教化刑罰の意に及ぶ

者を采り、其の精要を刪り、聚めて一書と為し、以て古を学び官に入らんとするの士と凡そ事を執り民を治むるの官とを教え、皆をして略ぼ古先の聖王、典を勅し教えを敷き、刑を制し辟を明らかにする所以の大端を知らしめて、敢て陰かに姑息果報便文の計を為さざらしむべし。則ち以て世教を助成して、仰ぎ生を好み殺を惡み、刑無きを期するの本意に称う有るに庶幾からんと。

右の文章は『晦菴集』卷十四、戊申延和奏劄一の抜書きである。「戊申」は南宋の孝宗の淳熙十五年（一一八八）である。「宋史」卷四二九、道学、朱熹伝に「（淳熙）十五年、（中略）入奏す。首に、近年、刑獄、当を失し、獄官、当に其の人を捉ぶべきを言う。」と記されている。「延和奏劄」の「延和」は延和殿である。

「宜しく博く経史及び古今の賢哲の議論の、教化刑罰の意に及ぶ者を采り、其の精要を刪り、聚めて一書と為すべし。」と述べられている。呉訥はこの意見に触発されて、『祥刑要覽』を編集したのであろう。

【和訳】

朱子がまた次のように語っている。「今の人が裁判を行うときは、被告人の行為の是非善悪を問わず、ひたすら温情に従うことに務めている。そんなことでは、どうして姦人を増長させ、悪人に恩恵を与えないで済むであろうか。およそ裁判を行うときは、案件を無心の境地で扱い、被告人の犯罪行為を調べて、犯罪の実情を考察し、刑の軽重、処分の寛厳について、しかるべき判決を下すのがよいのである。いつも厳しい判決を下すのはもちろんよくない。その反対に、自分はひたすら寛大な判決を下したいと言うだけであれば、そのような間違つた裁判がもたらす弊害もまた軽くはない。」

【原文】

又曰、今人獄事〔朱子語類〕卷一〇六は「獄事」の後に「只管理会要從厚不知」九字がある。不問是非善悪、只務從厚、豈不長姦患惡。大凡事付之無心、因其所犯、考其実情、輕重厚薄、付之当然可也。若從薄者、固不是。只云我只要從厚、則此病所係、亦不輕。(以上、第十八丁表第十行から第十八丁裏第三行。)

【訓読】

又た曰く、今の人の獄事は、是非善悪を問わず、只だ務めて厚きに従う。豈に姦を長じ悪を恵まざらんや。大凡、事は之れを無心に付し、其の犯すところに因り、其の実情を考え、輕重厚薄、之れを当然に付して可なり。若し薄きに従う者は、固より是ならず。只だ、我は只だ厚きに従うを要すと云えば、則ち此の病の係るところも亦た軽からず。と。

右の文章は『朱子語類』卷一〇六、外任、潭州の文章の抜きである。田中謙二『朱子語類外任篇訳註』（汲古書院、一九九四年。一七〇頁から一頁）に和訳があり、参考にした。

【和訳】

張南軒（南軒は張栻の号）が次のように述べている。「裁判を行つて、正しい判決が下されないことが多い理由は、思うにいくつかある。官吏が賄路を受け取つたから、というののももちろん論外である。ある裁判官は理屈を振り回して自分は聡明であると思ひ、別の裁判官はその場しのぎで悪人に情けをかける。上は高官の意向を見て、判決を重くしたり軽くしたりし、下は胥吏の偽りの言葉に惑わされて、判断を変へる。事実を調べ尽

くすことなく、もっぱら威力を用いて被告人を脅す。罪を犯した理由を究明することなく、いきなり法律を適用する。このような理由で、正しい判決が下されることが多いのである。」

【原文】

南軒張氏（『重刊祥刑要覽』は「氏」を「先生」に作る。）曰、治獄所以多不得其平者、蓋有數說。官吏亮獄、固不足論（『南軒集』卷十一は「官吏」以下八字を「吏与利為市固所不論」九字に作る）。而或矜知巧以為聰明、持姑息以惠姦慝。上則視大官之趨向、而重輕其手、下則惑胥吏之浮言、而二三其心。不盡其情、而一以威怵之、不原其初、而一以法繩之。如是不得其平者多矣。（第十八丁裏第四行から第八行。）

【訓読】

南軒張氏曰く、獄を治むるに多く其の平を得ざる所以の者は、蓋し數說有り。官吏、獄を亮るは、固より論ずるに足らず。而して或いは知巧を矜り、以て聰明と為し、姑息を持し、以て姦慝を恵む。上は則ち大官の趨向を視て、其の手を重輕し、下は則ち胥吏の浮言に惑いて、其の心を二三にす。其の情を尽くさずして、一に威を以て之れを怵れしめ、其の初めを原ねずして、一に法を以て之れを繩す。是くの如く、其の平を得ざる者多し。

と。

右の文章は『南軒集』卷十一、潭州重脩左右司理院記の抜書きである。